

「賃金改善実績報告書」の作成例(令和 7 年度実績)

別添

(診療所及び歯科診療所用) 賃金改善実績報告書 (令和 7 年度分)

保険医療機関コード
1234567

保険医療機関名
●●クリニック

所在地
都道府県
東京都

住所
文京区本駒込●-●-●

連絡先
担当者氏名
日医 花子

電話番号
03-XXXX-XXXX

「7」と記入します。

医療機関の情報をそれぞれ記入します。
なお、「都道府県」の欄は選択式になっており、所在地の「都道府県」を選択すると、右の欄外に報告書の提出先メールアドレスが表示されます。

令和7年度において、対象職員の賃金改善を行った期間を記入します。
※例えば、令和8年3月から賃金改善を行った場合、「令和8年3月～令和8年3月」と入力すると、右側の緑欄は「1ヶ月」と自動で表示されます。

令和7年度において、ベースアップ評価料を算定した期間を記入します。
※例えば、令和8年3月からベースアップ評価料の算定を開始した場合、「令和8年3月～令和8年3月」と入力すると、右側の緑欄は「1ヶ月」と自動で表示されます。

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和 7 年 4 月 ~ 令和 8 年 3 月 12 ヶ月

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和 7 年 4 月 ~ 令和 8 年 3 月 12 ヶ月

II-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による収入の実績額 192,000 円

(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(II)等による収入の実績額 0 円

(5) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3)+(4)】 192,000 円

II-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※ ペア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。

(6) 翌年度への繰越予定額 0 円

(7) 前年度からの繰越額(令和7年度分報告時のみ記載) 0 円

(8) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5)-(6)+(7)】 192,000 円

(9) (8)について全てペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。 ☒ 問題なし

(3)には令和7年度中に算定したベースアップ評価料(I)による収入の年間実績額を記入します。
(4)はベースアップ評価料(II)による実績額を記入する欄ですが、届出を行っていない場合は「0」と記入します。

緑色の部分は自動入力されるため、記入不要です。
(エクセル内の他の緑色部分も同様です)

(6)には、(5)の金額のうち、令和8年度に繰り越しを行った金額がある場合はその金額を記入し、繰り越しを行っていない場合は「0」と記入します。
(7)には、令和6年度からの繰越額がある場合はその金額を記入し、繰越額がない場合は「0」と記入します。

(8)の金額(令和7年度中のベースアップ評価料による収入と繰越状況を加味した額)を全てペア等による賃金改善に充当した場合、「✓」を入れます。
※ベースアップ評価料によって得た収入を全額賃金改善に充てているかどうかは、この項目に「✓」を入れることで報告を行います。したがって、対象職員の具体的な賃金改善額等の報告は不要です。

O 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。
※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。
※ ペア等の定義はII-2を参照のこと。
※ 定期昇給による賃金増加分は、「賃金改善した後の対象職員の基本給等総額」及び「ペア等による賃金改善実績額(1ヶ月分)」には含めないこと。

【ベースアップ評価料対象職種について】

III. ベースアップ評価料対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 3.5 人

(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 840,000 円

(12) ペア等による賃金改善実績額(1ヶ月分) 16,000 円

(13) ペア等による賃金増率【(12)÷((11)-(12))】 1.9 %

ベースアップ評価料の対象職員の人数を記入します。パートの職員は勤務時間に応じて常勤換算します。
※例示の「3.5人」は、常勤2名、パート3名の場合を想定。
(パート3名は全員が半日勤務の場合)

賃金改善後の対象職員全員分の基本給等総額(賃金改善開始月の1ヶ月分)を記入します。
※例示では、令和7年4月の基本給等総額(3.5人分)を記入。

対象職員全員分の基本給等総額の増加額(1ヶ月分)を記入します。
※例示では「(11)基本給等総額 840,000円」-「ベースアップしなかった場合の基本給等総額 824,000円」= 16,000円で算出。

賃金増率が自動で表示されます。
※政府は令和7年度に+2.0%の賃上げを目標に掲げておりますが、目標の数値に届くことは要件となっておりません。
したがって、賃上げ目標の数値に届かなくても問題ありません。

【ベースアップ評価料対象外職種について】 ※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く

(14) 以下のIV又はVに該当する職員の在籍有無
☐ 在籍している
☒ 在籍していない

※ 以下は(14)で「在籍している」と回答した場合のみ記載すること。

IV. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(15) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 人

(16) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】 円

(17) ペア等による賃金改善実績額(1ヶ月分) ※賃金改善を実施していない場合は0円 円

(18) ペア等による賃金増率【(17)÷((16)-(17))】 0.0 %

V. 事務職員の基本給等に係る事項

(19) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 人

(20) 事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】 円

(21) ペア等による賃金改善実績額(1ヶ月分) ※賃金改善を実施していない場合は0円 円

(22) ペア等による賃金増率【(21)÷((20)-(21))】 0.0 %

ベースアップ評価料の対象外職種について記入する欄です。「40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師」「事務職員※」、の在籍有無にチェックを入れます。「在籍していない」の場合、「IV」と「V」の項目の記入は不要です。
※事務職員であっても看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う方は、ベースアップ評価料の「対象職種」に該当するため、この項目には含まれません。

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 8 年 8 月 25 日 開設者名: 日医 太郎

最後に、本報告書の作成日および開設者の氏名を記入し、報告書の作成は終了です。